

【グリーン住宅ポイント】申請期限の延長等について

グリーン住宅ポイント制度におけるポイント発行申請、完了報告、商品交換申込の期限が延長されました。申請期限は延長となりますが、予算の執行状況に応じて締め切られる恐れがございますので、早めの準備をお願いします。

要注意

**発行対象となる契約の期限は
従来通り2021年10月31日となります**

1. ポイント発行申請の期限延長

申請方法	従来の期限	新たな期限
窓口	2021年10月31日	2021年11月30日
郵送		
オンライン		2021年12月15日※

※追加工事交換を伴う完了前申請は、**2021年11月30日**となります。

2. 完了報告の期限延長

新たな期限	2022年2月15日	2022年5月31日	2022年11月30日	2023年5月31日
従来の期限	2022年1月15日	2022年4月30日	2022年10月31日	2023年4月30日
新築住宅	追加工事を伴う	戸建住宅	階数が10以下の 共同住宅等	階数が11以上の 共同住宅等
リフォーム (1,000万円以上および緩和措置対象)	追加工事を伴う	戸建・共同住宅等 (耐震改修なし)	階数が10以下 共同住宅等 (耐震改修を伴う)	階数が11以上 共同住宅等 (耐震改修を伴う)
賃貸住宅	全ての申請			
既存住宅				

3. 商品交換申込の期限延長

	従来の期限	新たな期限
商品交換	2022年1月15日	2022年2月15日
大型配送商品や工事を伴う商品	2021年12月15日	2022年1月15日

4. 東京圏からの移住加算の事前相談期限延長 <https://greenpt.mlit.go.jp/new-house/point1.html>

	従来の期限	新たな期限
事前相談	2021年10月10日	2021年11月20日

東京圏からの移住については制度事務局のみでの対応となります。問合せは制度事務局コールセンター（ナビダイヤル0570-550-744、IP電話等 042-303-1414）へお願いいたします

【グリーン住宅ポイント】申請期限の延長等について

要注意

**発行対象となる契約の期限は
従来通り2021年10月31日となります**

5. 1000万円未満のリフォーム工事の完了前申請の緩和

完了前の申請要件であるリフォーム工事の契約金額1000万円以上に対して、1000万円未満であっても、以下のすべての要件を満たすリフォーム（戸別）は、工事完了前に申請が可能となりました。

要件①：新型コロナウイルス感染症の影響により工事が遅延している

要件②：所定の完了報告期限までに工事を完了し、完了報告を行うことができる

制度事務局ホームページに公開されている【20211005版】完了前ポイント発行申請書（に-2）をご利用ください。

【20211005版】完了前ポイント発行申請書（に-2）

https://greenpt.mlit.go.jp/doc/ni2_construction_form.pdf

※工事着手日～完了報告期限内であること

完了前申請事由
いずれか必須

1,000万円(税込)以上のリフォーム工事である

※工事金額が確認できる工事請負契約書のコピーを添付してください。
※複数の契約を締結している場合はその総額。またすべての契約書のコピーを添付してください。
なお、追加工事交換の利用はできません。

【緩和措置】新型コロナウイルス感染症の影響により工事完了が遅れている

※新型コロナウイルス感染症の影響による工事完了の遅れがある場合に選択してください。

いずれにも該当しない場合、本申請タイプでは申請できません

請契約

**請負金額1000万円未満で要件①②を満たす場合は、
チェックをお願いいたします。**

お問い合わせは



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関
株式会社住宅あんしん保証